

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

せたな町長 河原 泰平

市町村名 (市町村コード)	せたな町 (013714)
地域名 (地域内農業集落名)	せたな町 (小倉山・東丹羽・丹羽・西丹羽・北檜山・松岡・徳島・愛知・豊岡・兜野・共和・太櫓 栄・若松・小川・二俣・富里・宮野・本町・西大里・東大里・共和・南川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月4日 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

本町の農業は、水稲、畑作、施設、酪農、畜産及びこれらの複合経営の多種多様な営農形態となっており、渡島・檜山地域における最大の米産地となっている。しかし、経営体の高齢化の進行や、後継者及び担い手の不足が地域農業の課題となっている。  
農業関連施設・設備の老朽化、特に用排水路の維持、補修のための人手不足や管理、修繕に係る費用負担が増加している。  
小規模区画や不整形区画においては耕作しづらい状況となっているため、基盤整備等により圃場の大規模化や不整形区画の解消等の農地条件を改善する必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

地域における農業のあり方(目指すべき姿)について、関係機関との合意形成を図る。  
経営体の高齢化の進行や、後継者及び担い手の不足を解消するため、農地の集積・集約化の推進、各種補助事業の活用・展開等により、持続的な営農活動の継続へ繋げ、地域及び町における農業の担い手を確保・育成する。  
用排水対策及び農地の区画整備(区画の大規模化)等においては、基盤整備事業等の活用を検討し、農産物の生産性向上や増収、農作業の効率化を図ることで耕作放棄地の発生防止に繋げる。  
本町の主要作物である水稲・大豆・そば・馬鈴しょ等の安定生産及び、ブロッコリー・ホウレン草・トマト等の高収益作物の作付面積の拡大・定着に向けた支援の実施、農産物の収量、品質向上の基本となる土づくり、輪作体系の構築を推進する。  
酪農・畜産については、自給飼料の生産・利用拡大、乳量・乳質の向上、肉用素牛の安定出荷等に繋がる飼養・生産環境の構築を推進する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	6,649.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6,415.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理等の農地については、必要な場合に適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状の集積率を維持しつつ、農地利用中間管理機構を活用し、地域の担い手(認定農業者や新規就農者)への農地の集積・集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
町内の農地については、概ね集積・集約化されているが、農地の権利設定や権利移転等が今後発生した場合に農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域の要望をとりまとめ、各種補助事業等を活用し、農業の生産効率の向上や担い手への農地集積・集約化を図る。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者と協力し、町・農業委員会・JA・農業改良普及センター等の関係機関と連携し、後継者・新規就農者等の多様な経営体の確保・育成・定着していけるよう努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域における農作業委託の取組について関係機関と連携し検討する。 酪農経営者の作業支援及び休息取得環境を維持できるよう、酪農ヘルパーの確保に務める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① エゾシカやヒグマ等の農業被害を防止するため、鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、被害の拡大を防ぐ。
- ② 肥料等の価格高騰対策として、適切な肥料施肥を推進し、有機農業等については交付金の活用を進める。
- ③ スマート技術を活用した農業機器等の導入により、労働力の省力化を図る。
- ⑦ 担い手不足等により耕作が出来なくなった農地については、保全管理による維持を検討する。
- ⑧ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑩ 耕作することが難しく、営農が厳しい状況の条件不利農地については、山林化等(非農地化)を検討する。